

新型ウイルス感染症が広がっているため、日本への入国ができません・外国人の新しい入国の制限が変わります(2022年06月10日)



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1 新型コロナウイルス感染症が広がっているため、日本への入国ができません

日本に入国した時に、コロナが広がらないためにする必要のある行動の決まりについては、[厚生労働省のホームページ](#)を見てください。

(1) 日本に入国できない地域からの入国

日本に来る前14日以内に41の国・地域にいた外国人は、「特段の事情(特別な理由)」がないと、日本に入国できません。

(くわしくは「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を見てください)

○下の①～⑦のような「特段の事情」があると認められた人は、入国・再入国ができます。

- ①再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を持っている人の再入国
- ②日本人・永住者の配偶者や、子どもの新しい入国
- ③「外交」や「公用」の在留資格を持っている人
- ④水際対策強化に係る新たな措置(29)の「外国人の新しい入国の制限」で新しく入国する人 ※下の2を見てください
- ⑤「短期滞在」の在留資格で、家族が知り合いの訪問をする人 (※知り合いの場合は、家族の関係があると認められた人・訪問をする必要があると認められた人)
- ⑥入国する目的が社会一般の利益が高いと認められる時 (※例 ワクチン開発の技術者など)
- ⑦その他、人道上の配慮の必要がある時

(2) (1)以外の国からの入国

すべての国で査証(ビザ)発給が制限されています。今は「特段の事情」がある人だけ査証を発給しています。

※現在、再入国の場合以外は、入国する前に在外公館で、査証を取ることが必要です。

2 外国人の新しい入国の制限が変わります。(水際対策強化に係る新たな措置(29))

下に書いてある(1)、(2)か(3)の理由で新しく日本に入る外国人は、日本国内にいる受け入れする責任者が厚生労働の「入国者

健康管理システム(ERFS)」に申し込む必要があります。申し込みが終わった後に、査証(ビザ)が発給されたら、新しい入国が認められます。

(1) 商業が目的か、仕事が目的で日本に3ヶ月以下いる予定の外国人の新しい入国

(2) 観光が目的で、短い期間日本にいる予定の外国人の新しい入国(日本の旅行会社が受け入れする責任者になる時だけ)

(3) 日本に長い間いる予定の外国人の新しい入国

○くわしいことは、厚生労働省の[ホームページ](#)(外国人の新規入国制限の見直しについて)を見てください。